



Vol. 64

平成26年6月

佐倉そめい野緑地ニュース

発行人 佐倉染井野緑地協定運営委員会

平成26年度第一回の緑地ニュース(Vol.64)をお届けします

今回のニュース内容は次の通りです。

1. 平成26年緑地協定運営委員会定時総会の報告
2. 平成26年度緑地協定運営委員会新役員名簿
3. 今年度の植栽剪定・刈込・薬剤散布スケジュール
4. 植替え申請について
5. 緑地協定運営委員会のホームページについて

1. 平成26年緑地協定運営委員会定時総会の報告

平成26年の緑地協定運営委員会定時総会が4月20日(日)染井野小学校アリーナにおいて開催されました。

総会の議事内容については、以下の通りとなります。

- 日 時 平成26年4月20日(日) 14:00～16:45
- 会 場 染井野小学校 アリーナ
- 出席者 75名(途中入場1名 最終参加76名)

1. 開会挨拶

《出席状況の報告》

出席75名 委任状提出445名 出席議決権数520名 議決権総数671名に対し、半数以上を有する会員の出席議決権数がございますので、本日の定時総会は成立いたします。

2. 報告事項

(1) 平成25年度事業活動報告

会長、担当副会長および各担当班リーダーから報告が行われた。

(2) 平成25年度収支決算報告

平成25年度収支決算報告について、会計班田中より内容説明を行い、引き続き監事会田より監査報告があった。

<<質疑応答>>

・(2丁目I様)

(1)収支決算報告が決議議案でないのはなぜか。

⇒昨年度までのやり方で報告事項とした。今後次年度役員会で改めてもらってはいかがか。

(2)顧問弁護士からホームページ作成についてどのようなアドバイスがあったのか。

⇒契約の問題について役員会で法的アドバイスをいただいた。

・(2丁目N様)

(1)大雪で街路樹が道端に落ちていたが、委員会としてチェックするなどの活動がない。

⇒共同管理対象外の緑地については、市の公園緑地課と相談するが、委員会としては活動していない。住民から声が上がれば市(公園緑地課)と連絡をとるということになる。

(2)委員会の活動がPRされてない。害虫の問題も町内会であった。まちなみ景観に支障がある場合、どこに相談したら良いかのPRがない。

⇒今年度動けなかったのはお詫びしたいが、次年度以降に前向きに対応したい。

(3)会計についてであるが、建築委員会に申請関係に係る費用の負担をしているのか。

⇒緑地としては、建築の申請関係の費用には関わっていない。「建築・緑地関係の手引書」については、作成費用の支援金ということでまちなみの賞金のうちの25万円を支援する。

・(3丁目M様)

会計について、緑化維持費として5万円を3丁目町内会から支出していた。3丁目の町内会に確認して聞いてほしい。緑化維持費として出ているのに、今回の資料に載っていない。

⇒3丁目はS1とS2に分かれている。S2で新たに更新するために3丁目町内会から支出している。S2の委員会と連絡を取って聞いてみる。

3. 決議事項

第1号議案 平成26年度事業活動計画(案)について栗野会長より説明が行われた。

<<質疑応答>>

・(2丁目I様)

調査維持費の50万円は、使わないと来年返すのか。

⇒3年間は支給されるが、毎回活動報告が義務付けられている。受賞賞金年50万円×3年間支給は保障されている。

・(3丁目Y様)

賞金の使途について要望がある。建築委員として手引書作成に関わっているが、市の地区計画や条例があり、緑地と建築が別々にあるので住民にわかりづらい。手引書は全住民に配布したいが、町内会からの補助が十分でなかった場合、まちなみ一体の使途として趣旨に沿った50万円の活用を検討していただきたい。

⇒賞金の使途については頂いたご意見を含め次年度役員会において引き続き検討して頂く。

・(2丁目K様)

建築の委員会で9名の緑地委員がいる。緑地委員で建築の委員を兼務の人は月2回の役員会に参加し、相当負担である。新年度の運営の考え方はどうか。

⇒ご指摘のとおり、7月に発足した建築委員会は、4月から準備会として活動してきた。午前中に建築、午後に緑地ということで、負担はある。建築の新会長になる印南さんに引き継いでいくが、これからは一体運営ということで規約改正を念頭において、会議も合わせて1回で済むような形でいきたい。

・(2丁目O様)

(1) 公共緑地の住民参加型の維持保全活動について、具体的にはどういうことか。歩道の樹木が枯れていたり弱っていたりするのが見受けられる。委員会としてどういう対応を考えているのか。

⇒緑道部分のウバメガシが伸びていて剪定されていないとの声があり、市の公園緑地課に要望したが、市もすぐには動けないということで、住民のみなんで剪定をすれば景観を保つことはできるのではないかとということで公園緑地課から許可を頂いた。具体的な活動は次年度になるが、弱っている部分はどうしようもないので、植え替えも含めて市に要望していくしかない。

(2) 20年以上経って、所々に樹木の枯れなどが目立ってきているが、基金があるのだから可能なら使ってもいいのではないか。そういう大胆な発想が必要ではないか。

⇒ご意見ありがとうございます。次年度以降の課題になるかと思う。

・(2丁目I様)

手引書の件はOKということで良いか。緑地から25万円、町内会から25万円と聞いている。万が一町内会から出ないときは、賞金50万円の範囲内で使わせていただきたいので、今日決めて欲しい。

⇒広告活動費の備考欄に、25万円を含めて80万円としている。当初は平成25年度中に支出となる予定だったが、手引書完成がずれて平成26年度にスライドさせている。平成26年度の賞金50万円の使途は新年度の役員に委ねられているので考えていただく。

《決議》 挙手による採決の結果、賛成多数をもって第1号議案は可決されました。

第2号議案 平成26年度予算(案)について栗野会長より説明が行われた。

《質疑応答》

・(2丁目S様)

広告活動費80万円の中に、ホームページの開設とあるが、4号議案と予算案の関係は。

⇒ホームページの相見積の34万円を80万円の中に織り込んでいる。手引書の25万円を合せて約60万円になる。まちなみコンクールの賞金50万円の使途は明確には入れていない。

・(2丁目I様)

4号議案が決議されるかによって予算案が変わってくるのではないかと先にホームページについての審議をしてはどうか？

⇒ホームページ開設は昨年の総会で予算計上され開設資金は決定事項になっている。4号議案が通るか通らないかで額は変わってくるので、最も高い相見積で見込んでいる。

《決議》 挙手による採決の結果、賛成多数をもって第2号議案は可決されました。

第3号議案 「役員改選(案)」について、栗野会長が新役員候補26名のお名前を呼び紹介、役員を一括承認とし拍手による承認を行った。

《決議》 大勢の拍手で賛成多数により、第3号議案は可決されました。

松本次期会長挨拶：快適で住みやすい街づくりに貢献できますよう努力して参ります。今後とも皆様のご協力をよろしくお願い致します。

第4号議案 ホームページ作成契約の承認について(案) 古川副会長より説明が行われた。

《質疑応答》

・(2丁目T様)

地区でホームページを開設するという事に違和感を覚える。ホームページは公益もしくは利益を生むためのもので、ドメスティックなもの是一般ではない。なぜホームページを開く必要があるのか。必要かどうかの議論が足りない。世界に発信するほどの価値があるとは思えない。

⇒開設は前年度の総会で予算として10万円計上されて通過しているので、我々は執行するということが目的だった。我々はホームページを開く、開かないという議論をここでできない。サイト開設の目的を読み上げる。広報活動の一環として、緑地協定書やニュースを自由に閲覧していただいて、運営委員会を理解していただくため。

⇒クローズでの使い方は、パスワードを設定してできる。委員会の活動が、日本全体に広がれば一つの成果ではないか。使い方は、個々の考え方の違いだ。活動を外に広めたい。

・(3丁目Y様)

当初の10万円の予定がどうして倍以上になったのか。

⇒10万円という数字ではまったく足りない金額であるが、最低限のホームページの体裁ということで計上した。いろいろと後付して作った結果、23万円になってしまった。

・(2丁目K様)

ホームページをやるにはあまりに規模が小さすぎる(町内会レベルで)。実態に合わない。

1、2年使ってみてどうか、ということで考えて欲しい。

⇒折角賞金があるのだから作っては、ということ。他所にはホームページがあったが、染

井野にはない。運用コストは年間7千円弱かかるが、植替え申請等の手続き関係の書類や、緑化ガイドラインなどをHPから取り出したり、緑地ニュースなどの配布物にかかっている20万円ぐらいの印刷代を抑えられる効果もある。外から見てもらえるのもメリット。

・(2丁目I様)

利益相反はおかしい。我々はボランティアでやっているのに、メンバーが利益を得るのはおかしい。この話は最初から、前の役員からおかしい。委任状が出ているのであれば、この場で意見を聴くだけというのもおかしい。

⇒利益相反について大きな問題として議論した。総会決議で認めていただくことで、解決したい。本来はおかしいということを加味した上で承認してほしいということ。第1号～第3号議案についての委任状は過半数を超えているが、ホームページ作成契約についての投票結果については「承認する」票は過半数を超えてはいない。

・(2丁目K様)

開設・維持費は誰が負担しているのか。委員会から払ったのか。

⇒平成25年度にKAコーポレーションにドメイン料とサーバー料は払ったが、制作料の方は払っていない。正式なホームページではないため緑地ニュースで公開中止のお知らせをした。

・(1丁目T様?)

承認されなかったらどうなるのか。ゼロベースからか。去年の10万円は払うのか。

⇒まったく白紙とします。KAコーポレーションへの支払いは行わず、既存のHPはクローズします。

⇒否決された場合は、新年度において別の委託先を新たに選定し、再度、ゼロから新規で作成することとなるが、費用は30万円超となり支出が増大すると想定される。

・(2丁目O様)

では、ここで議論すべきではないのでは。

⇒利益相反に対しては、総会でという弁護士の判断があって出させていただいた。

・(2丁目H様)

会員全体の総意はどうか。少数意見を含めてどうか。

⇒本日の出席者を含まない投票結果は、承認333票、反対108票、投票なし19票、であり未回収もある。過半数は336票なので、3票足りない。

・(3丁目T様)

利益相反の問題については議決をここで採って試験運用して、ホームページのあり方や内容について住民に総意を問うては。

・(3丁目A様)

ホームページの活用は、次年度役員で反対意見もふまえて考えては。成果物があるのだから一旦23万円払って運用してみてもどうか。ここで票決を採ってみては。

第4号議案について出席者票を挙手によって採決を行った。

《決議》出席者76名のうち「承認する」46票、「承認しない」29票、棄権1を合せて、最終の投票結果は承認379票、承認しない137票、棄権・回答なし20、よって第4号議案は可決されました。(栗野会長)

4. その他 なし

5. 閉会挨拶 以上をもちまして、平成26年佐倉染井野緑地協定運営委員会定時総会を閉会します。(栗野会長)

2. 平成26年度緑地協定運営委員会新役員名簿(ブロック順)

ご不明な点等ございましたら、各ブロック役員までご連絡願います。

※非公開

3. 今年度の植栽剪定・刈込・薬剤散布スケジュール

【平成26年度】剪定、刈込、薬剤散布予定

【情報提供】 林農社・志津ガーデン

5月	剪定、刈込 5月12日(月)～5月24日(土) 薬剤散布 5月26日(月)～27日(火)	
	シンボルツリー	コブシ
	生 垣	ヒラドツツジ、プリペット、レッドロビン
	灌 木	アセビ、オウバイ、キリシマツツジ、クルメツツジ、ハマヒサカキ、マメツゲ、ミツバツツジ
	薬剤散布	ジメイトエイト、カルホス(殺虫剤)・トップジンM(殺菌剤)・展着剤
6月、7月	剪定、刈込 6月16日(月)～7月19日(土) 薬剤散布 7月22日(火)～23日(水)	
	*シンボルツリー	アラカシ、シラカシ、ヤマモモ、ナンキンハゼ、トウカエデ、カツラ
	生 垣	ウバメガシ、キンメツゲ、イチイ、サザンカ、サツキ、ヒイラギモクセイ
	灌 木	ジンチョウゲ、ヒイラギナンテン、クチナシ、コクチナシ、サツキ、シヤリンバイ
	地 被 類	芝など
	薬剤散布	ディプテレックス、カルホス(殺虫剤)・トップジンM(殺菌剤)・展着剤
9月	剪定、刈込 無 薬剤散布 9月29日(月)～30日(火)	
	薬剤散布	カルホス(殺虫剤)・ベンレート(殺菌剤)・展着剤
10月	剪定、刈込 10月6日(月)～18日(土)	
	生 垣	ヒサカキ、ヒラドツツジ、プリペット、レッドロビン
11月、12月	剪定、刈込 11月17日(月)～12月6日(土)	
	*シンボルツリー	エゴノキ、サルスベリ、シヤラノキ、ヒメシヤラ、ハナミズキ、ヤマボウシ、リョウブ、イタヤカエデ、イヌシデ、トウカエデ、ナナカマド、ナンキンハゼ、ヤマモミジ、ノムラモミジ、カツラ
	生 垣	イチイ、ウバメガシ、キンメツゲ、サツキツツジ、ヒイラギモクセイ
3月	剪定、刈込 3月2日(月)～14日(土)	
	生 垣	サザンカ、ヒサカキ
	灌 木	カンツバキ
	地 被 類	芝など

*シンボルツリー：トウカエデ、ナンキンハゼ、カツラは、年2回の剪定（7月、12月）です。

注1)この日程は予定ですので、若干変更する可能性もあります。

注2) 薬剤散布の日程は雨天のため順延となる場合もあります。

4. 植替え申請について

以前にも何度かご案内しておりますが、お問い合わせが多いため改めてご案内いたします。

- ① 現在のルールでは、植栽変更、植替え補助金は、あくまでも事前申請に基づくもので事後の申請は認められていません。
- ② 緑化維持基金からの補助を受けることができるのは、
 - (ア) 共同管理部分の生垣、シンボルツリー並びに道路境界から50cmの範囲の低木及び地被類等に枯れが生じ、植替えが必要になった場合
 - (イ) 補助は植替え費用の半額までとし、且つ1回5万円を上限
 - (ウ) シンボルツリー、生垣及びセットバック部分の各箇所補助は、原則1回なお、植替え費用とは、樹木代金、支柱代金、土壌代金、植替え作業費用及び古い樹木の撤去・廃棄費用を指します。
- ③ 植栽変更の場合は、申請者は事前にガイドラインを参考に、共同管理作業担当者（1、3丁目：志津ガーデン、2丁目：林農社）に、樹種等相談の上、申請書を緑地協定運営委員会のブロック役員にご提出下さい。
- ④ 植栽変更や植替え補助金の申請には、共に、
 - (ア) 申請書「植栽変更・植替え補助金申請書」
 - (イ) 対象樹木の状況が確認できる作業前写真1枚
 - (ウ) 植替え費用の見積もり書の写しが必要となります。（(ウ)は植替え補助金の申請を行う場合のみ必要）
- ⑤ 皆様の申請は、運営委員会の担当者が事前に状況を確認し、役員会で承認した上でないと認められません。
- ⑥ 植替え作業完了後は、
 - (ア) 作業後写真1枚（対象樹木の状況が確認できるもの）
 - (イ) 植替え費用の請求書の写し
 - (ウ) 植替え費用の領収書の写し
 - (エ) 金額以外の必要事項を記入済みの千葉銀行の振込依頼書をご提出下さい。（(イ)（ウ）（エ）については補助金申請を行う場合のみ必要）
- ⑦ 現地確認と審査の後に、補助金交付が行われます。（植替え補助金申請の場合）
- ⑧ 申請方法、提出書類等は上記のご案内をご参照願うか、各ブロック役員にご相談下さい。

5. 緑地協定運営委員会のホームページについて

緑地協定運営委員会は、平成26年定時総会で決議された株式会社 KA コーポレーションとのホームページ制作業務契約を締結いたしました。ホームページは現在、佐倉染井野緑地協定運営委員会の検索で、誰でも見られる状態になっております。しかしながら、ホームページの今後の運営については、ホームページ・プロジェクトチームを立ち上げ、会員の皆様のご意見も取り入れながら（アンケート実施予定）、最善の方向を目指しますので、ご協力の程よろしくお願い致します。

（佐倉染井野緑地協定運営委員会） <http://sakurasomeino.com>

以上